

# 境川・猿渡川流域水害対策計画

平成 26 年 3 月 25 日

(平成 30 年 10 月 5 日一部変更)

愛知県 名古屋市 刈谷市 豊田市  
安城市 東海市 大府市 知立市 豊明市  
日進市 みよし市 東郷町 東浦町



## 総 説

近年、我国においては、都市における河川流域の開発が急速に進展し、これに伴う洪水の流出形態の変化と氾濫原における人口、資産の集中とあいまって、各地で河川災害が頻発し、多くの貴重な生命、財産が失われている。

境川・猿渡川流域においても、昭和 30 年代後半からの流域の開発による流域の保水・遊水機能の低下と洪水流出量の増大等により、水害の危険性が増大し、また、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが極めて困難な状況となった。

このため、昭和 57 年 7 月に愛知県と刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町で構成する「境川流域総合治水対策協議会」を設置、昭和 58 年 8 月には「境川流域整備計画」を策定し、治水施設の整備を早急を実施するとともに、流域が従来から有している保水・遊水機能の維持、増大を図る方策を広く流域関係機関の合意のもとに推進し、洪水時の被害軽減策も含めた総合的な治水対策を講じることとし、その後、この計画に基づく総合治水対策により、河川改修と併せて多くの防災調整池が設置されるなど、境川・猿渡川流域の治水安全度は向上してきた。

しかしながら、平成 12 年 9 月の東海豪雨により甚大な浸水被害を受け、現状の河川・下水道・流域の施設では、十分な安全度に達しているとは言えない状況にあることが改めて認識された。

また、流域整備計画策定から約 30 年が経過し、従来までの総合治水対策では流出抑制施設の法的な位置付けが明確でなかったこともあり、当時の計画で想定していた土地利用状況及びこれに対応すべき施設整備状況に差異が生じてきており、浸水被害防止への新たな取り組みが必要となっている。

そのため、平成 17 年 5 月には、名古屋市、東海市、日進市を加え、流域内すべての市町を構成メンバーとし、組織の拡充を図ることとした。

また、都市化の進展が著しい境川・猿渡川流域では、河川のための対策または下水道のための対策だけでは浸水被害を防止することに限界があることから、平成 24 年 4 月 1 日に特定都市河川及び特定都市河川流域の指定をし、今後、さらに流域での連携を強化し、浸水被害対策を実施していくこととした。

本計画は、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、河川管理者・下水道管理者及び流域内の地方公共団体が共同で策定する浸水被害防止を図るための計画である。今後は、本計画に従い、水害に強いまちづくりを目指し、流域の治水安全度の早急かつ確実な向上を図るものである。

なお、計画期間中において、本計画の実施に関して流域関係機関において継続して協議を行うものとする。

# 目 次

|                                                                              |    |
|------------------------------------------------------------------------------|----|
| 第1章 特定都市河川流域の現状と課題                                                           | 1  |
| 第1節 流域と河川、下水道の概要                                                             | 1  |
| 第1項 流域の概要                                                                    | 1  |
| 第2項 河川の概要                                                                    | 5  |
| 第3項 下水道の概要                                                                   | 11 |
| 第2節 流域の浸水被害の状況                                                               | 12 |
| 第3節 治水対策の沿革と現状の課題                                                            | 14 |
| 第1項 総合治水対策の沿革                                                                | 14 |
| 第2項 現状の課題                                                                    | 14 |
| 第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針                                                  | 16 |
| 第1節 基本的な考え方                                                                  | 16 |
| 第2節 流域水害対策計画の目標                                                              | 18 |
| 第1項 計画対象区域及び計画対象期間                                                           | 18 |
| 第2項 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を<br>防ぐべき目標となる降雨                                | 20 |
| 第3節 流量分担に関する考え方                                                              | 21 |
| 第3章 特定都市河川等の整備に関する事項                                                         | 22 |
| 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所                                                        | 22 |
| 第4章 特定都市下水道の整備に関する事項                                                         | 24 |
| 第5章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害<br>の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 | 26 |
| 第1節 河川管理者、下水道管理者以外の者が行う流域対策                                                  | 26 |
| 第2節 浄化槽の雨水貯留槽への転用等                                                           | 26 |
| 第6章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設等の操作に関する事項                                       | 27 |
| 第1節 基本的な運転操作のルール                                                             | 27 |
| 第7章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項                                     | 28 |
| 第1節 防災情報の事前周知                                                                | 28 |
| 第1項 都市洪水想定区域                                                                 | 28 |
| 第2項 都市浸水想定区域                                                                 | 28 |
| 第3項 洪水・内水ハザードマップ                                                             | 28 |

|            |                                          |           |
|------------|------------------------------------------|-----------|
| 第2節        | 洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達-----                  | 28        |
| 第3節        | 自助行動できる住民づくり -----                       | 28        |
| 第4節        | 浸水被害の常襲地への対応のあり方 -----                   | 29        |
| <b>第8章</b> | <b>その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項 -----</b> | <b>30</b> |
| 第1節        | 流域水害対策計画の推進及び弾力的運用 -----                 | 30        |
| 第1項        | 流域水害対策計画の推進 -----                        | 30        |
| 第2項        | 流域水害対策計画の弾力的運用 -----                     | 30        |
| 第2節        | 総合治水対策の普及 -----                          | 30        |
| 第3節        | モニタリング -----                             | 30        |
| 第1項        | 事業の進捗状況 -----                            | 30        |
| 第2項        | 流域内の開発状況 -----                           | 30        |
| 第3項        | 雨水貯留浸透施設の整備状況 -----                      | 30        |
| 第4項        | 排水調整の実施状況 -----                          | 31        |
| 第5項        | 浸水被害拡大防止対策の状況 -----                      | 31        |
| 第4節        | 計画の見直しに関する事項 -----                       | 31        |
| 第5節        | 流域対策のための継続的な課題に関する事項 -----               | 31        |
| 第6節        | 住民等による対策の促進に関する事項 -----                  | 32        |

(注)

本計画は、平成30年10月5日に一部整備計画の変更を行いました。計画の対象期間は当初計画策定から概ね30年間のまま変更ありません。

## 第 1 章 特定都市河川流域の現状と課題

### 第 1 節 流域と河川、下水道の概要

#### 第 1 項 流域の概要

境川は、その源をみよし市北部（標高約 150m）の丘陵地帯に発し、井守川、新寺田川、小石川、前川、若王子川、茶屋川、井堰川、正戸川、皆瀬川、明神川、砂川及び石ヶ瀬川を合わせ、下流部において境川の左岸側に隣接した流域を持つ逢妻川と並流し、さらに河口付近において右支川の五ヶ村川と並流し衣浦湾に注いでいる。その流路延長は約 25km、流域面積は約 221km<sup>2</sup>である。

特に境川流域の約 4 割の流域を占める最大支川である逢妻川は、豊田市南西部（標高約 130m）の丘陵地帯に源を発し布袋子川と合流し、逢妻女川として周辺の水を集めつつ南流し、豊田市街地に源を発する逢妻男川と合流後、名称を逢妻川と改め水干川、流れ川、後川、発杭川、恩田川の支川を合わせた後、河口から約 5 km 地点で境川と並流し衣浦湾に注いでいる。逢妻川の流路延長は約 11km、流域面積は約 87 k m<sup>2</sup>である。

また、猿渡川は、その源を豊田市山之手（標高約 50m）の市街地に発し、石田川、吹戸川、森前川及び下り松川と合流し衣浦湾へ注いでいる。その流路延長は約 17km、流域面積は約 45km<sup>2</sup>である。

流域は、名古屋市、刈谷市、豊田市、安城市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町、東浦町の 10 市 2 町からなり、平成 22 年時点の流域内の人口は約 69 万人で河川沿いの低地は人口密度が低く、台地、丘陵地を中心に市街地が形成されている。昭和 36 年に愛知用水が通水され、農業用水が安定的に供給されるとともに、ほ場整備が進む一方で、鉄道や道路などの交通網が発展したこともあり、大規模な宅地開発や企業進出により都市化が著しく進んでいる。平成 21 年時点で都市化率は約 56%となっている。

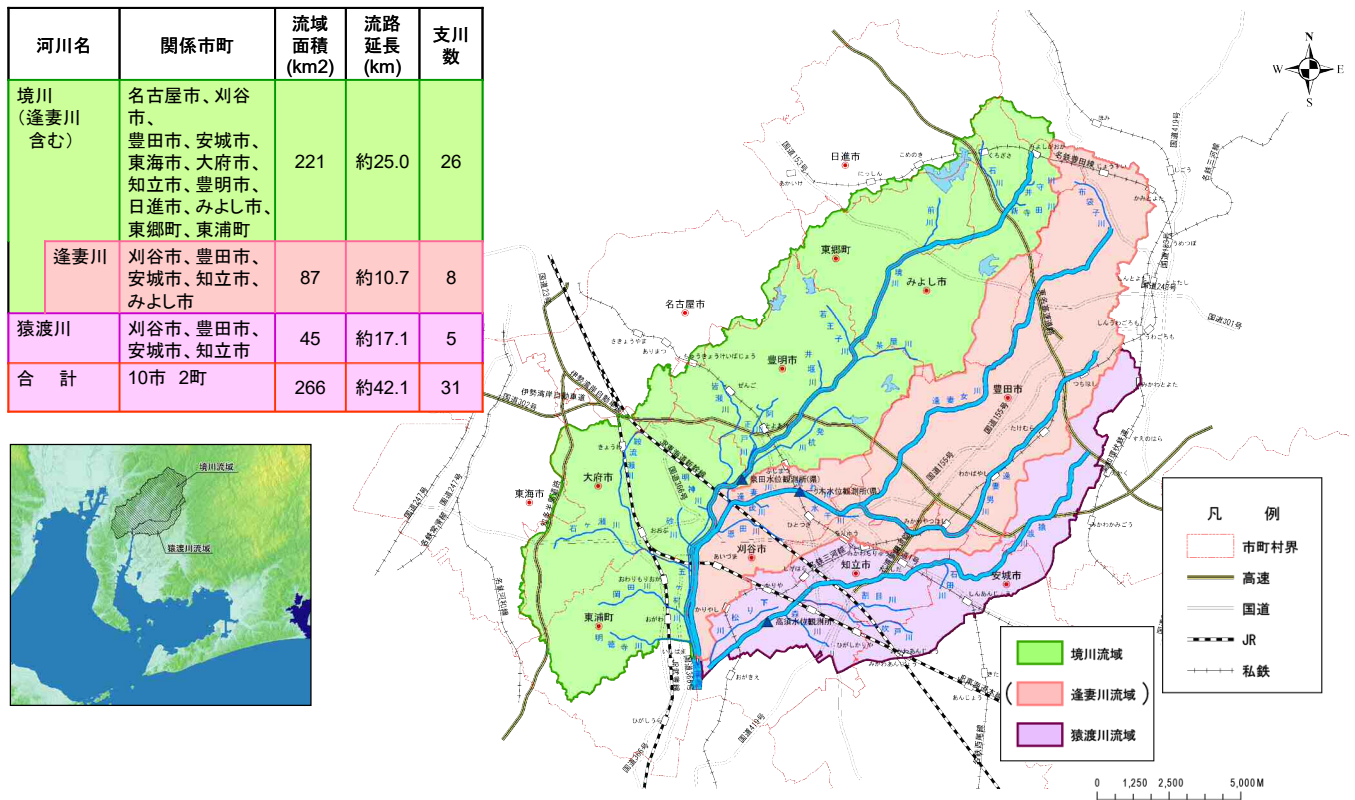


図 1.1 境川・猿渡川流域の概要

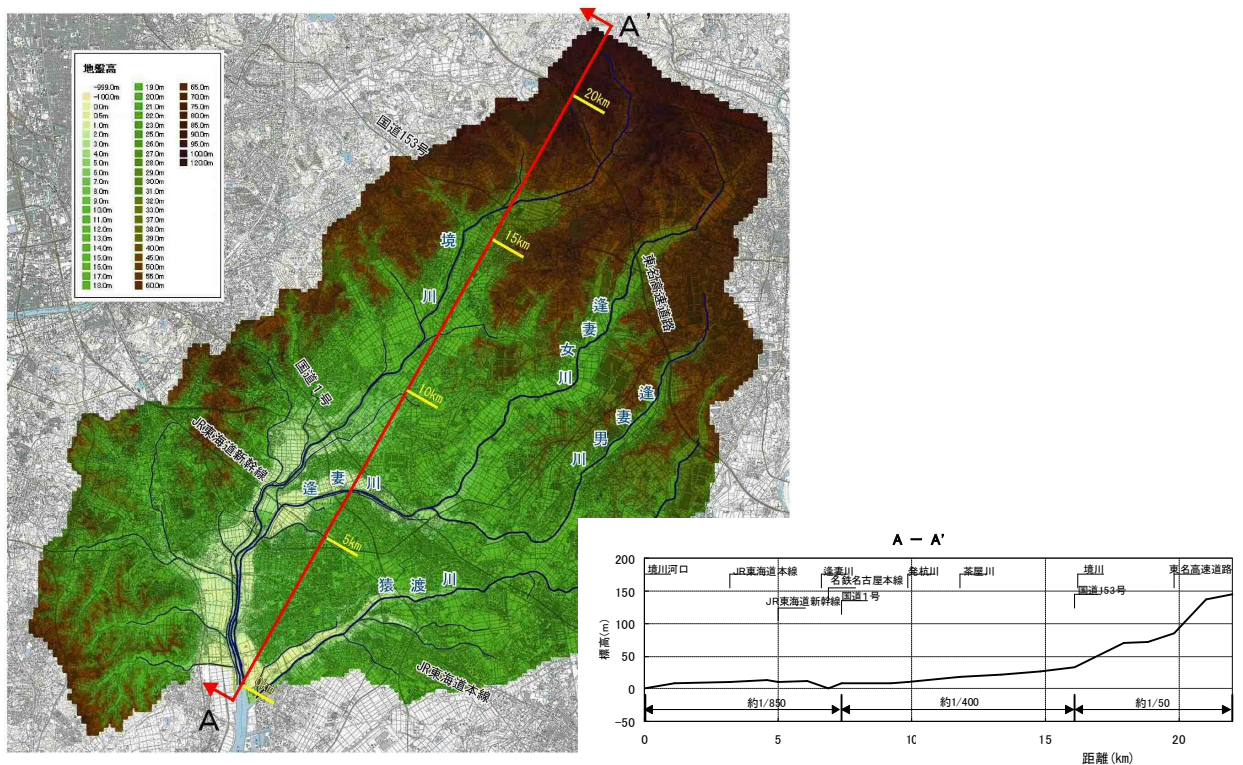


図 1.2 境川・猿渡川流域の地形

### (1) 土地利用の変遷

昭和 30 年代～50 年代にかけては山地の開発を中心に都市化が進んだが、近年は水田の開発を中心に都市化が進んでいる。

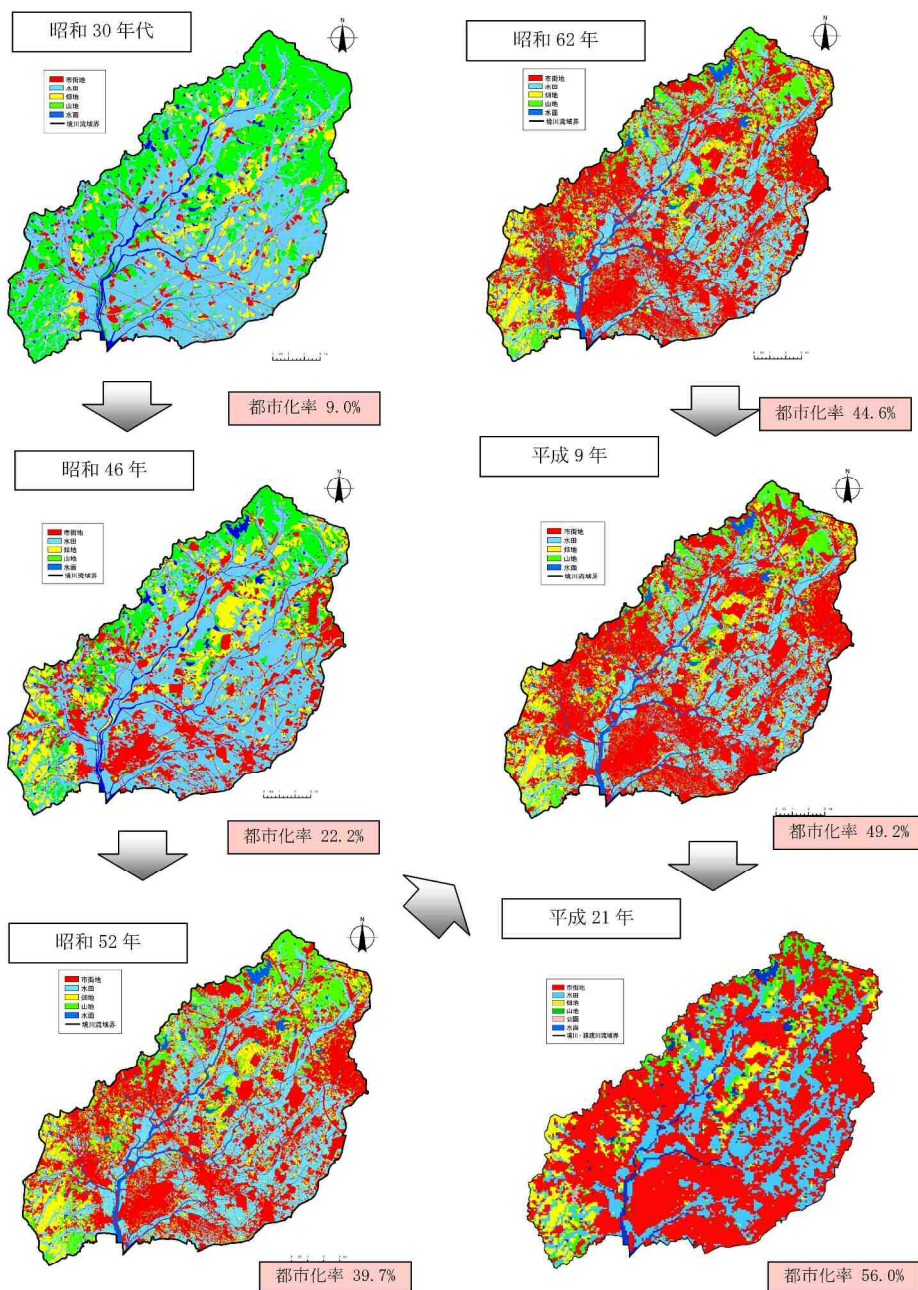
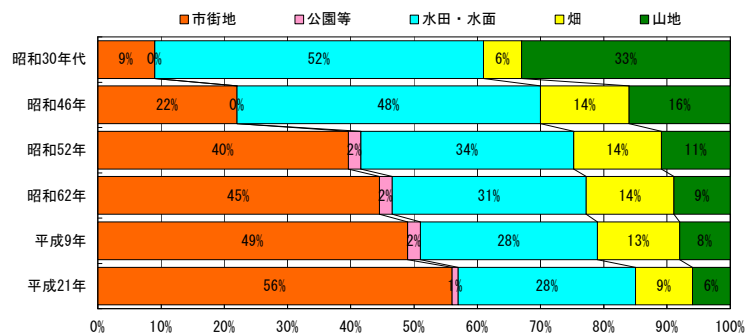


図 1.3 土地利用の変遷

## (2) 人口の変遷

境川・猿渡川流域の人口は、昭和 30 年頃で 15 万人程度であったが、平成 22 年には 69 万人となっており、人口は約 4.5 倍になっている。近年においても人口は増加傾向にある。

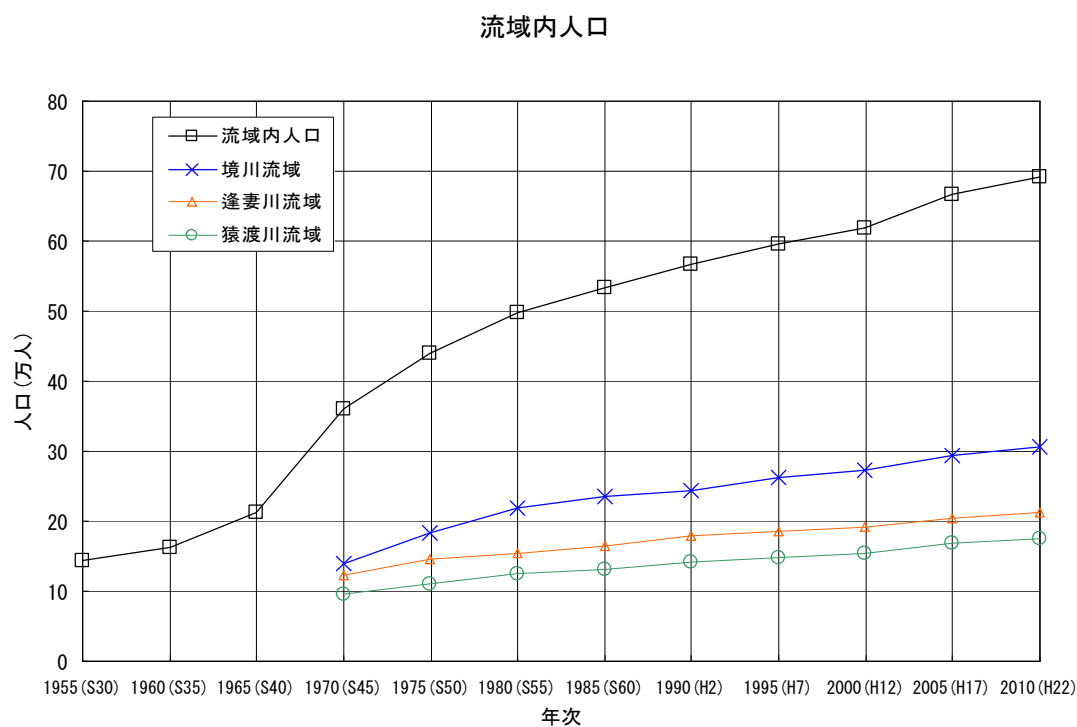


図 1.4 境川・猿渡川流域の人口の変遷

表 1.1 境川・猿渡川流域の人口の変遷

|     | 1970年<br>(S45年) | 1975年<br>(S50年) | 1980年<br>(S55年) | 1985年<br>(S60年) | 1990年<br>(H2年) | 1995年<br>(H7年) | 2000年<br>(H12年) | 2005年<br>(H17年) | 2010年<br>(H22年) |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 境川  | 141             | 184             | 219             | 236             | 245            | 262            | 273             | 294             | 306             |
| 逢妻川 | 123             | 145             | 155             | 165             | 180            | 186            | 192             | 205             | 213             |
| 猿渡川 | 97              | 110             | 125             | 132             | 141            | 148            | 153             | 168             | 174             |
| 合計  | 360             | 439             | 498             | 534             | 566            | 596            | 618             | 667             | 693             |

単位：千人

出典：S30、S35、S40 の流域内人口は、「境川流域総合治水対策整備計画調査報告書 S59. 2」より  
 S45～H17 は、国勢調査地域メッシュ統計からの推定値  
 H22 は、国勢調査各市町別統計データからの推定値

## 第2項 河川の概要

境川には、逢妻川をはじめとして、五ヶ村川、石ヶ瀬川、皆瀬川及び前川等 26 の二級河川が合流し、衣浦湾に注いでいる。

また、猿渡川には、5 の二級河川が合流し、衣浦湾に注いでいる。

以下に、河川位置図を示す。

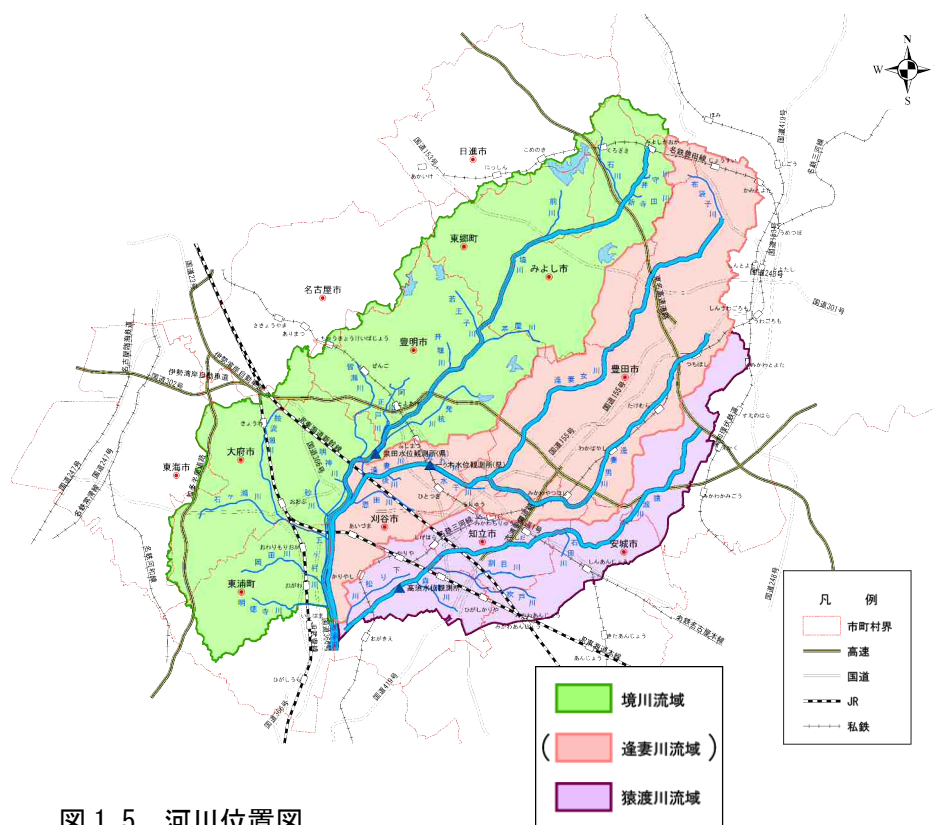


図 1.5 河川位置図

境川は尾張と三河の国境をなす川としてその名がついたといわれている。

元禄年間の古地図を見ると境川・逢妻川は泉田村<sup>いすみだ</sup>の南で合流し、それ以南は海であった。江戸時代には泉田港は塩の一大集散地として栄え、尾張、三河における主要な港であった。

境川上流部の尾張丘陵には古窯地<sup>こやうち</sup>が多くあるように、7 世紀から 14 世紀には、陶器の陶土採掘や薪材の伐り出しのため、水源にあたる山地は著しく荒廃した。そのため、降雨のたびに土砂流出により河床上昇し、下流域において新田開発が進むにつれて、川幅が狭められ、たびたび氾濫を繰り返していた。逢妻川では、出水時に境川の背水の影響を受け、排水困難な状態がしばしば起こった。このため、寛政 8 年（1796 年）に境川と逢妻川は背割堤で分け、その後、背割堤を延伸させ昭和 30 年（1955 年）に現在ようになった。

昭和 49 年（1974 年）から中小河川改修事業として、河口からみよし市地内の区間（約 24.0km）の改修工事に着手し、昭和 57 年（1982 年）からは総合治水対策特定河川事業により改修を進めている。

近年では、平成 16 年度に発杭川排水機場が完成し、平成 18 年度年には J R 東海道本線の

橋梁架け替えも完了している。

猿渡川の改修は、明治時代には用水路関連の工事として小規模に実施されるのみであったが、昭和初期から本格的な改修事業が行われるにいたった。

猿渡川水系における治水事業の沿革は、昭和8年～10年(1933～1935年)に、時局<sup>じきよく</sup>匡<sup>きやう</sup>救<sup>きう</sup>事業として河口における計画高水流量を125m<sup>3</sup>/sと定め、刈谷市地先から知立市地先の築堤・掘削などを施工し、昭和51年(1976年)に中小河川改修事業として工事を実施し、昭和57年(1982年)からは総合治水対策特定河川事業により下流部の改修を進めている。

境川、逢妻川、猿渡川における総合治水対策特定河川事業は、河川の整備だけではなく流出抑制を行う流域対策等とあわせて、洪水を防ぐ治水対策として実施している。

また、高潮対策については、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風での被害を契機とした伊勢湾等高潮対策事業により、河口部の堤防は標高4.0m、コンクリート三面張りの高潮堤防が整備されている。

流域内の各河川の状況を、以下にまとめた。

#### (境 川)

境川は河川の特徴から上流部(二級河川上流端～前川合流点)、中流部(前川合流点～井堰川合流点)、下流部(井堰川合流点～河口)の3つに分けられる。

上流部は、概ね掘込河道で川幅は狭く、河床勾配は約1/250から1/150である。河道はブロック張り護岸で整備され、沿川の台地部には大規模宅地がある。

中流部は、比高が3m程度の有堤河道で川幅が広く、河床勾配は約1/550から1/300である。河道には明確な瀬や淵の形成は見られない。主にブロック張り護岸で整備され、沿川には水田が多い。

下流部は、比高が概ね5m以上の有堤河道で川幅が広く、河床勾配は約1/3,000から1/800で河口より約7km付近まで感潮域である。境川と逢妻川は河口より約5kmまでの区間、背割堤を挟んで並行して流れている。

#### (五ヶ村川)

五ヶ村川は、境川と平行して流れる、流路延長約8.7km、川幅は約5m～30mの河川である。

河道は主にブロック積み護岸で整備されており、比高が概ね2mの有堤河道である。

境川右岸に広がる低地を流域としており、境川やその支川(皆瀬川、明神川、砂川、石ヶ瀬川)への自然排水が困難となっていることから、支川の4河川と立体交差をしている。

#### (明德寺川)

明德寺川は、東浦町大字石浜<sup>いしはま</sup>地内で五ヶ村川と合流する流路延長約3.0km、川幅は約20mの河川である。河道はブロック積み護岸で整備されており、高潮区間の五ヶ村川との合流点から東浦町大字緒川付近(約1.4km)は三面張りの築堤河道となっている。

#### (岡 田 川)

岡田川は、東浦町大字緒川<sup>おがわ</sup>地内で五ヶ村川と合流する流路延長約3.9km、川幅は約15mの河川である。河道はブロック積み護岸で整備されており、高潮区間の五ヶ村川との合流点から東浦町大字森岡付近(約2.0km)は三面張りの築堤河道となっている。

表 1.2 境川水系、猿渡川水系の河川一覧

| No | 河川名          |                |                 |      | 流域諸元     |                        |
|----|--------------|----------------|-----------------|------|----------|------------------------|
|    | 本川           | 一次支川           | 二次支川            | 三次支川 | 河川延長(km) | 流域面積(km <sup>2</sup> ) |
| 1  | 境川 (サカイガワ)   |                |                 |      | 約 25.0   | 約 220.9                |
| 2  |              | 五ヶ村川 (ゴカソングワ)  |                 |      | 約 8.7    | 約 20.8                 |
| 3  |              |                | 明徳寺川 (ミョウトクジガワ) |      | 約 3.0    | 約 5.2                  |
| 4  |              |                | 岡田川 (オカダガワ)     |      | 約 3.9    | 約 5.1                  |
| 5  |              | 石ヶ瀬川 (イシガセガワ)  |                 |      | 約 6.2    | 約 26.4                 |
| 6  |              |                | 鞍流瀬川 (クラナガセガワ)  |      | 約 5.1    | 約 15.7                 |
| 7  |              | 砂川 (スガワ)       |                 |      | 約 1.5    | 約 1.0                  |
| 8  |              | 明神川 (ミヨウジンガワ)  |                 |      | 約 0.3    | 約 0.3                  |
| 9  |              | 皆瀬川 (ミナセガワ)    |                 |      | 約 4.8    | 約 8.3                  |
| 10 |              | 正戸川 (ショウドガワ)   |                 |      | 約 2.9    | 約 7.0                  |
| 11 |              |                | 阿野川 (アノガワ)      |      | 約 0.3    | 約 3.9                  |
| 12 |              | 井堰川 (イセキガワ)    |                 |      | 約 1.9    | 約 4.9                  |
| 13 |              | 茶屋川 (チャヤガワ)    |                 |      | 約 2.8    | 約 7.1                  |
| 14 |              | 若王子川 (ジャコウジガワ) |                 |      | 約 1.8    | 約 4.4                  |
| 15 |              | 前川 (マエカワ)      |                 |      | 約 2.1    | 約 5.8                  |
| 16 |              | 小石川 (コシカワ)     |                 |      | 約 2.8    | 約 3.3                  |
| 17 |              | 新寺田川 (シンテラダカワ) |                 |      | 約 0.5    | 約 1.2                  |
| 18 |              | 井守川 (イモリガワ)    |                 |      | 約 0.3    | 約 0.7                  |
| 19 |              | 逢妻川 (アイヅマガワ)   |                 |      | 約 10.7   | 約 87.3                 |
| 20 |              |                | 恩田川 (オンダガワ)     |      | 約 2.5    | 約 4.1                  |
| 21 |              |                | 発杭川 (ホックイガワ)    |      | 約 6.7    | 約 8.6                  |
| 22 |              |                | 後川 (ウシロガワ)      |      | 約 0.5    | 約 1.6                  |
| 23 |              |                | 流れ川 (ナガレガワ)     |      | 約 0.9    | 約 0.7                  |
| 24 |              |                | 水干川 (ミズホシガワ)    |      | 約 3.6    | 約 2.2                  |
| 25 |              |                | 逢妻女川 (アイヅマメガワ)  |      | 約 14.7   | 約 45.1                 |
| 26 |              |                | 布袋子川 (ホテゴガワ)    |      | 約 2.5    | 約 3.6                  |
| 27 |              |                | 逢妻男川 (アイヅマオガワ)  |      | 約 12.4   | 約 22.8                 |
| 28 | 猿渡川 (サワタリガワ) |                |                 |      | 約 17.1   | 約 45.0                 |
| 29 |              | 下り松川 (サガリマツガワ) |                 |      | 約 3.0    | 約 3.7                  |
| 30 |              | 森前川 (モリマエガワ)   |                 |      | 約 2.2    | 約 2.2                  |
| 31 |              | 吹戸川 (フキドガワ)    |                 |      | 約 4.5    | 約 8.6                  |
| 32 |              |                | 割目川 (ワレメガワ)     |      | 約 1.7    | 約 2.7                  |
| 33 |              | 石田川 (イシダガワ)    |                 |      | 約 1.1    | 約 1.5                  |

## (石ヶ瀬川)

石ヶ瀬川は、大府市月見町<sup>つきみ</sup>地内で左支川の鞍流瀬川を合流後、東浦町大字森岡<sup>もりおか</sup>地内で境川と合流する、流路延長約 6.2km、川幅は約 30～45m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、境川との合流点から吉田橋<sup>よしだばし</sup>付近(約 5.4km)までは有堤河道である。

## (鞍流瀬川)

鞍流瀬川は、大府市月見町地内で石ヶ瀬川に合流する流路延長約 5.1km、川幅は約 15～35m の河川である。河道はブロック積み護岸で整備されており、堀込河道である。

## (砂川)

砂川は、大府市大東町<sup>だいとう</sup>地内で境川と合流する、流路延長約 1.5km、川幅は約 5～15m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、有堤河道である。

## (明神川)

明神川は、大府市横根町<sup>よこね</sup>地内で境川と合流する、流路延長約 0.3km、川幅は約 10～20m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、有堤河道である。

#### (皆瀬川)

皆瀬川は、大府市北崎町<sup>きたさき</sup>地内で境川と合流する、流路延長約 4.8km、川幅は約 10～30m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、境川との合流点から豊明市<sup>さかえ</sup>栄町付近(約 3.6km)までは有堤河道である。

#### (正戸川)

正戸川は、豊明市阿野町<sup>あの</sup>地内で左支川の阿野川を合流し、大府市北崎町地内で境川と合流する、流路延長約 2.9km、川幅は約 15～20m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、境川との合流点から豊明市阿野町付近(約 2.2km)までは有堤河道である。

#### (阿野川)

阿野川は正戸川の支川にあたり、流路延長は約 0.3km、川幅は約 10m の河川である。河道は、主にブロック積み護岸で整備されている。

また、中流部にはため池を改良した防災調節池(稲葉池、琵琶ヶ池)がある。

#### (井堰川)

井堰川は、豊明市新田町<sup>しんでん</sup>地内で境川と合流する、流路延長約 1.9km、川幅は約 10～15m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、境川との合流点から豊明市沓掛町<sup>くつかけ</sup>付近(約 1.6km)までは有堤河道である。

#### (茶屋川)

茶屋川は、刈谷市井ヶ谷町<sup>いがや</sup>地内で境川と合流する、流路延長約 2.8km、川幅は約 15～25m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、境川との合流点からみよし市明知町<sup>みょうち</sup>付近(約 2.6km)までは有堤河道である。

#### (若王子川)

若王子川は、豊明市沓掛町<sup>くつかけ</sup>地内で境川と合流する、流路延長約 1.8km、川幅は約 10～20m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、境川との合流点から豊明市沓掛町付近(約 1.4km)の区間は有堤河道である。

#### (前川)

前川は、東郷町大字諸輪<sup>もろわ</sup>地内で境川と合流する、流路延長約 2.1km、川幅は約 10～15m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、境川との合流点から約 1.2km の区間は有堤河道である。

#### (小石川)

小石川は、みよし市福谷町<sup>うきがい</sup>地内で境川と合流する、流路延長約 2.8km、川幅は約 5～10m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、境川との合流点から約 0.4km の区間は有堤河道である。

#### (新寺田川)

新寺田川は、みよし市福谷町地内で境川と合流する、流路延長約 0.5km、川幅は約 5m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、境川との合流点から約 0.3km の区間は有堤河道である。最上流部に旧住宅都市整備公団の開発に伴う防災調節池がある。

#### (井守川)

井守川は、みよし市福谷町地内で境川と合流する、流路延長約 0.3km、川幅は約 5m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、掘込河道である。最上流部に

旧住宅都市整備公団の開発に伴う防災調節池がある。

#### (逢妻川)

逢妻川は、知立市逢妻町<sup>あいづま</sup>地内で逢妻男川、逢妻女川の合流点を最上流端とし、衣浦港まで流下する流路延長約 10.7km、川幅は約 60～110m の河川である。

河道は主にブロック張り護岸で整備されており、比高は概ね 3～5m 以上の有堤河道である。また、河口より 9km 付近まで感潮域である。

#### (恩田川)

恩田川は、刈谷市中手町<sup>なかつて</sup>地内（境大橋上流）で逢妻川に合流する流路延長約 2.5km、川幅は約 20m の河川である。

#### (発杭川)

発杭川は、刈谷市泉田町<sup>いずみだ</sup>地内で逢妻川に合流する、流路延長約 6.7km、川幅は約 8～30m の河川である。下流は境川と併流し、逢妻川との合流点から約 2.8km 付近には洪水時に境川へ排水するポンプが設置されている。

#### (後川)

後川は、刈谷市築地町<sup>ついで</sup>地内で逢妻川に合流する流路延長約 0.5km、川幅は約 10m の河川である。河道はブロック積み護岸で整備されている。

#### (流れ川)

流れ川は、刈谷市今岡町<sup>いまおか</sup>地内で逢妻川に合流する流路延長約 0.9km、川幅は約 5～10m の河川であり、逢妻川と併流している。河道はブロック積み護岸で整備されている。逢妻川との合流点には洪水時の排水のためのポンプが設置されている。

#### (水干川)

水干川は、刈谷市一ツ木町<sup>ひとつぎ</sup>地内で逢妻川に合流する流路延長約 3.6km、川幅は約 3～12m、の河川であり、下流は逢妻川と併流している。逢妻川との合流点には洪水時の排水のためのポンプが設置されている。

#### (逢妻女川)

逢妻女川は、知立市逢妻町地内で逢妻川に合流する流路延長約 14.7km、川幅は約 20～40m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で、逢妻川との合流点から豊田市前林町<sup>まえばやし</sup>付近（約 4.0km）までは有堤河道である。

#### (布袋子川)

布袋子川は、豊田市貞宝町<sup>ていほう</sup>地内で逢妻女川に合流する流路延長約 2.5km、川幅は約 10～15m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、最上流部に旧住宅都市整備公団の開発に伴う防災調節池がある。

#### (逢妻男川)

逢妻男川は、知立市逢妻町地内で逢妻川に合流する流路延長約 12.4km、川幅は約 10～30m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、逢妻川との合流点から豊田市花園町<sup>はなぞの</sup>付近（5.5km）までは有堤河道である。

#### (猿渡川)

猿渡川は河川の特徴から上流部（二級河川上流端～約 12.6km 八幡橋地点）、中流部（八幡橋地点～約 8.0km 新牛田橋）、下流部（新牛田橋地点～河口）の 3 つに分けられる。

上流部は、堀込河道で川幅は狭く、河床勾配は約 1/550 である。河道は主にブロック積み護岸で整備されている。

中流部は、ほぼ堀込河道で川幅は約 20～50m 程度であり、河床勾配は約 1/1,500～1/500 である。

下流部はほぼ有堤河道で川幅は約 40～90m 程度であり、河床勾配は約 1/2,500～1/1,500 で、河口より約 5km 付近まで感潮域である。

#### (下り松川)

下り松川は、刈谷市衣崎町<sup>ころもざき</sup>地内で猿渡川と合流する、流路延長約 3.0km、川幅は約 20～30m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、全区間が有堤河道である。また、地元住民の参加により植樹した河畔林が整備されている。

#### (森前川)

森前川は、刈谷市高須町<sup>たかす</sup>地内で猿渡川と合流する、流路延長約 2.2km、下流部の川幅は約 15～25m と広いが、上流部は約 10m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、全区間が堀込河道である。

#### (吹戸川)

吹戸川は、刈谷市野田町<sup>のだ</sup>地内で右支川の割目川が合流し、刈谷市半城土町<sup>はじょうど</sup>地内で猿渡川と合流する、流路延長約 4.5km、川幅は約 15～30m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、猿渡川との合流点から割目川との合流点までは有堤河道である。

#### (割目川)

割目川は、流路延長約 1.7km、川幅は約 10～15m の河川である。主にブロック積み護岸で整備されている。

#### (石田川)

石田川は、安城市今本町<sup>いまほんまち</sup>地内、猿渡川橋付近で猿渡川に合流する、流路延長約 1.1km、川幅は約 10m の河川である。河道は主にブロック積み護岸で整備されており、全区間が堀込河道である。

### 第3項 下水道の概要

下水道整備については、流域内の全 12 市町において、公共下水道事業を実施している。また愛知県を事業主体とする流域下水道事業が、境川処理区において行われている。境川流域下水道の処理区域は、刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町の 7 市 2 町で実施している。

排除方式は、大部分が分流式で計画・整備されている。汚水整備の進捗については、市町間の差異が極めて大きく、普及率が 9 割を超える名古屋市に代表されるような整備の進んでいる市がある一方、8 市町が全国の整備水準以下の状況にある。雨水整備については、全市町で行なわれているものの、市街地における雨水の整備水準を表す都市浸水対策達成率については、ほぼ達成している市を始め、4 割程度の達成状況の市町まで、幅が広がっている。

表1.3 境川水系の下水道の整備状況

| 市町名  | 下水道事業状況 |       |       |            |               |
|------|---------|-------|-------|------------|---------------|
|      | 汚水      | 雨水    |       | 下水道普及率 (%) | 都市浸水対策達成率 (%) |
|      |         | 公共下水道 | 都市下水路 |            |               |
| 名古屋市 | ○       | ○     | ○     | 99         | 96            |
| 刈谷市  | ○       | ○     | ○     | 90         | 66            |
| 豊田市  | ○       | ○     | ○     | 68         | 100           |
| 安城市  | ○       | ○     | ○     | 74         | 63            |
| 東海市  | ○       | ○     | ○     | 70         | 50            |
| 大府市  | ○       | ○     | ○     | 81         | 57            |
| 知立市  | ○       | ○     | ○     | 55         | 45            |
| 豊明市  | ○       | ○     | ○     | 73         | 53            |
| 日進市  | ○       | ○     |       | 65         | 100           |
| みよし市 | ○       | ○     |       | 76         | 84            |
| 東郷町  | ○       | ○     | ○     | 72         | 41            |
| 東浦町  | ○       | ○     | ○     | 71         | 58            |

注1) ○印は、境川流域以外を含めた市町全域の事業実施・供用開始済みを表す。

注2) 下水道普及率 (%) = 処理区域内人口 / 行政人口、都市浸水対策達成率 (%) = 1 / 5 規模で整備済み区域面積 / 雨水対策が必要な市街地面積

注3) 下水道普及率・都市浸水対策達成率は、境川流域以外を含めた市町全域の数値（平成23年度末）

## 第2節 流域の浸水被害の状況

境川・猿渡川流域では、古くから度重なる浸水被害を受けてきた。特に、境川流域の下流部河川では築堤河道となっており、沿川の水田等においては内水氾濫による浸水被害が頻発している。

洪水による主な被害としては、昭和46年（1971年）、昭和47年（1972年）に浸水被害が発生した。

昭和51年9月洪水では1,175戸（うち床上134戸）、平成3年9月の洪水では722戸（うち床上199戸）、平成12年9月の洪水では3,641戸（うち床上2,146戸）の浸水戸数となった。近年では平成3年、平成12年に大きな浸水被害が発生した。中でも平成12年9月は総雨量624mm（県泉田観測所）、支川の破堤6ヶ所、浸水面積約2,600ha、浸水戸数約3,600戸の浸水被害となった。

表 1.4 主要洪水の浸水実績

| 洪水年月日             | 異常気象名 ※1                    |     | 地点雨量(mm) ※2 |            |       | 浸水※1<br>面積<br>(ha) | 浸水戸数<br>(うち床上) ※1 | 被害額<br>(百万円) ※1 |
|-------------------|-----------------------------|-----|-------------|------------|-------|--------------------|-------------------|-----------------|
|                   |                             |     | 雨量<br>観測所   | 時間最<br>大雨量 | 総雨量   |                    |                   |                 |
| S46.8.29～<br>8.31 | 台風23,25,26<br>号及び秋雨<br>前線豪雨 | 境川  | 日進          | 45.0       | 256.5 | 948.5              | 1,128<br>(122)    | 636.7           |
|                   |                             | 猿渡川 | 日進          | 45.0       | 256.5 | 1.0                | 0<br>(0)          | 0.1             |
| S47.6.6～<br>7.24  | 豪雨及び台風<br>6,7,9号            | 境川  | 日進          | 22.0       | 535.0 | 2,405.3            | 1,240<br>(80)     | 665.8           |
|                   |                             | 猿渡川 | 日進          | 22.0       | 535.0 | 132.4              | 37<br>(8)         | 18.3            |
| S51.9.7～<br>9.14  | 台風17号<br>と豪雨                | 境川  | 泉田          | 73.0       | 410.5 | 306.8              | 1,128<br>(109)    | 906.8           |
|                   |                             | 猿渡川 | 泉田          | 73.0       | 410.5 | 5.6                | 47<br>(25)        | 27.7            |
| H2.9.11～<br>9.20  | 豪雨及び<br>台風19号               | 境川  | 泉田          | 39.0       | 362.0 | 18.7               | 123<br>(5)        | 231.5           |
|                   |                             | 猿渡川 | 知立          | 28.0       | 300.0 | 0.0                | 0<br>(0)          | 0.0             |
| H3.9.11～<br>9.28  | 台風17～19号<br>豪雨風浪            | 境川  | 泉田          | 53.0       | 348.0 | 90.3               | 623<br>(166)      | 2,902.8         |
|                   |                             | 猿渡川 | 知立          | 47.0       | 295.0 | 61.3               | 99<br>(33)        | 378.8           |
| H12.9.8～<br>9.18  | 豪雨及び<br>台風14号               | 境川  | 泉田          | 81.0       | 624.0 | 2,468.8            | 3,567<br>(2,118)  | 138,090.5       |
|                   |                             | 猿渡川 | 知立          | 76.0       | 493.0 | 156.7              | 74<br>(28)        | 639.7           |

※1 洪水年月日、異常気象名、浸水面積、浸水戸数は、水害統計（国土交通省水管理・国土保全局）による。

※2 地点雨量は、記載してある洪水年月日期間中の県観測所の雨量データであり量水年報（愛知県建設部河川課）による。



境川 7.0k 付近



逢妻川 7.5k 付近



逢妻女川、逢妻男川合流点

図 1.6 平成12年9月洪水被害状況

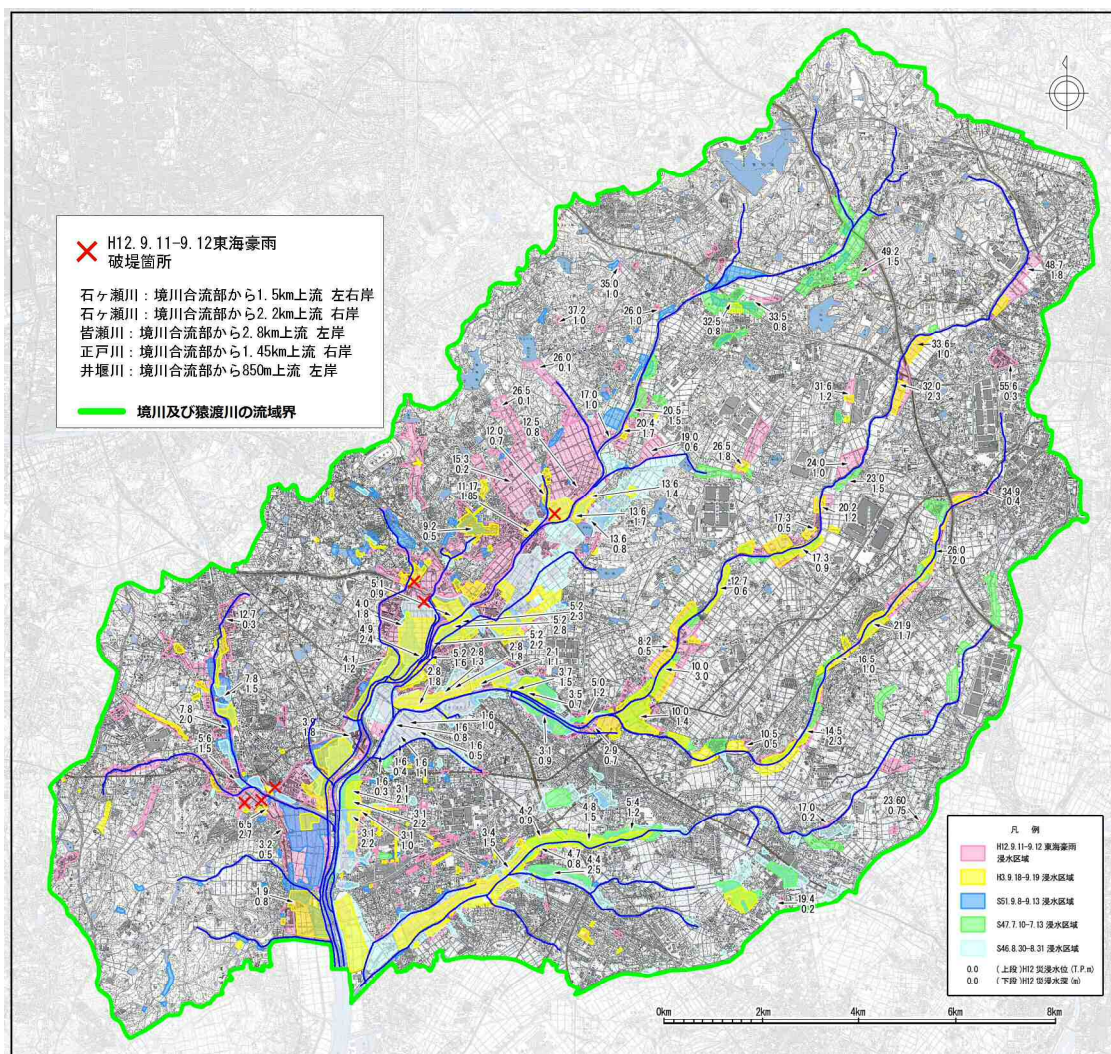


図 1.7 境川流域浸水実績図（境川流域総合治水対策協議会による実績図を基に作成）

### 第3節 治水対策の沿革と現状の課題

#### 第1項 総合治水対策の沿革

境川・猿渡川流域における昭和40年代に入ってからのも水害の頻発は、流域の開発に伴って洪水の流出形態が変化してきたことが原因の一つに挙げられる。早急に治水安全度を上げるためには、河川整備のみならず流域での流出抑制対策を含めた効果的な治水対策を流域関係機関が一体となって取り組む必要があることなどから、昭和57年に「境川流域総合治水対策協議会」を設置、昭和58年には「境川流域整備計画」を策定した。これに基づき治水施設の整備を早急に実施するとともに、流域が従来から有している保水・遊水機能の維持、増大を図る方策を広く流域関係機関の合意のもとに推進し、洪水時の被害軽減策をも含めた総合的な治水対策を講じることとした。

#### 第2項 現状の課題

前述の流域整備計画にて、河川整備及び流域での流出抑制対策を進めてきたが、境川・猿渡川流域の都市化の進展は予想を上回るものであり、都市化の進展による流域から河川への流出量は増加傾向である。

また、近年では局所的な大雨による浸水被害も発生しており、流域からの流出の増大により、下流部の負担はますます増大しているが、流出量の増大に対して、河川整備のみでは対応できない。

そのため、河川と下水道が効果的に整備を進めるとともに、流出抑制施設の整備推進や流域分担を担う農地やため池の保全を図る必要がある。

#### 〔流域の課題〕

「境川流域整備計画」では、流出抑制施設の法的な位置づけが明確になっていなかった。このため、約186万 $\text{m}^3$ （S58年からH23年度末までの実績）の防災調整池等の雨水貯留施設が設置されてきたが、開発に対して必要な対策量には至っていない。

境川・猿渡川流域は、今後さらなる都市化の進展が想定されることから、浸水被害防止への新たな取り組みが必要となっている。

また、既存の雨水貯留施設等の保全が必要である。

#### 〔河川の課題〕

境川流域整備計画〔年超過確率1/5の規模の降雨（毎年、その規模を超える降雨が発生する確率が1/5の降雨を1/5と表示する）〕に基づき事業を実施しており、「境川流域整備計画」での当初目標に対する境川・逢妻川・猿渡川の河川改修は概ね完成した。しかし、流域の都市化は設定した目標より著しく、流域からの流出量は想定を上回るものとなっている。

今後は、都市化の進展に対する流出増に対応することや、甚大な被害につながる下流部の破堤氾濫を防ぐための整備、また、中上流域や支川の整備も必要である。

#### 〔下水道の課題〕

雨水整備、汚水整備も全国平均値と比べ低い市町もあり、市町間に差がみられ、整備の促進を図る必要がある。また、下水道規模を超えるような洪水が発生した際には、流域の

傾斜により、上流域の市町から、下流域の市町へ越境浸水が発生するような状況である。

このため、雨水整備等の促進を図り、浸水被害対策を実施するとともに、市町境を越える浸水被害にも対処していく必要がある。

## 第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

### 第1節 基本的な考え方

境川・猿渡川流域は、平成21年で流域の約56%が都市化されており、今後も開発に伴う都市化の進展が予想され、従来の河川及び下水道整備のみでは、浸水被害の防止に対応することは困難である。

このため、境川・猿渡川流域では、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体等の関係機関が連携する境川流域総合治水対策協議会において、以下に示す基本方針のもと、総合治水対策を推進し、浸水被害対策を図る。

この総合治水対策の推進により、流域全体において年超過確率1/10の規模の降雨（毎年、その規模を超える降雨が発生する確率が1/10、24時間雨量204mm）が発生した場合においても、著しい浸水被害（住宅の床上浸水）の解消を目指す。

#### 〔河川整備の推進〕

効率的な浸水被害対策を図るため、河川管理者は河川整備（河道改修等）を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。

#### 〔下水道整備の推進〕

効率的な浸水被害対策を図るため、効果的な下水道整備（管路、貯留施設整備等）を着実に実施する。

また、河川管理者と連携し、流域の安全度を早期に向上させる。

#### 〔雨水浸透阻害行為に対する雨水対策〕

都市化の進展に伴う雨水流出量の増大を抑制するため、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、500㎡以上の雨水浸透阻害行為に対して、確実に流出増を抑制をする。

#### 〔既開発対応の雨水貯留浸透施設〕

下水道管理者及び地方公共団体が相互に連携を図りながら、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設等の整備を積極的に推進する。

なお、雨水貯留浸透施設の設置にあたっては、平常時の多目的利用、ビオトープの形成による自然環境学習等での利用、震災など非常時のオープンスペースとしての活用に努める。

#### 〔保全調整池〕

流域に設置されている328基（約115万 $\text{m}^3$ ）の100 $\text{m}^3$ 以上の防災調整池は、浸水被害の防止に有効であることから、保全調整池の指定などにより、その機能の保全に努める。

#### 〔ため池の保全〕

ため池については、農地関係部局と連携し、保水機能の保全、活用に努める。

#### 〔市街化調整区域の保持〕

農地の保全や、遊水地域における盛土の抑制等の保水・遊水機能の保全に努める。

#### 〔浸水被害拡大防止対策の推進〕

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、被害の最小化のため、洪水・内水ハザードマップの作成、災害時の迅速な情報提供、防災教育等、災害時の被害発生拡大防止対策等について推進する。

#### **〔継続的なモニタリング〕**

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、境川流域総合治水対策協議会において、関係機関と連携し、これら上述の取り組みに対して検討しその実施に努めるとともに、フォローアップを行い、計画の実効性を確認する。さらに、これを評価する別途組織を設け、持続的に取り組みの改善・向上を行う。

#### **〔その他対策〕**

境川流域総合治水対策協議会において「特定都市河川浸水被害対策法」の対象とならない開発や小規模な開発においても、自治体の条例・要綱等に基づいた雨水流出抑制対策の実施を推進するため、流域における雨水流出抑制対策の必要性、重要性の啓発活動とあわせ、雨水貯留浸透施設整備にあたっての公的な支援措置等についても周知を徹底し、各戸における浸透ます等の設置や下水道（汚水）整備に伴い不要となった浄化槽の雨水貯留槽への転用の積極的な実施の支援をする。

## 第2節 流域水害対策計画の目標

### 第1項 計画対象区域及び計画対象期間

#### (1) 計画対象区域

本流域水害対策計画の対象区域は、境川・猿渡川流域全体とし、河川対象区間は、流域内の二級河川の表 2.1 に示す 33 河川とする。

表 2.1 境川水系、猿渡川水系の河川対象区間

| 河 川 名 | 区 間                   |           | 延長<br>(km) |
|-------|-----------------------|-----------|------------|
|       | 上 流 端 (右岸)            | 下 流 端     |            |
| 境 川   | 豊田市田粳町字境川 640 番の 2 地先 | 河 口       | 約 25.0     |
| 五ヶ村川  | 豊明市大字東阿野字正 69 番地      | 境川への合流点   | 約 8.7      |
| 明德寺川  | 知多郡東浦町大字緒川字東高組、西高組字界  | 五ヶ村川への合流点 | 約 3.0      |
| 岡 田 川 | 知多郡東浦町大字森岡字一ッ池、二ッ池字界  | 五ヶ村川への合流点 | 約 3.9      |
| 石ヶ瀬川  | 大府市吉田町何虎山 17 番の 1 地先  | 境川への合流点   | 約 6.2      |
| 鞍流瀬川  | 大府市共和町藪南 36 番の 1 地先   | 石ヶ瀬川への合流点 | 約 5.1      |
| 砂 川   | 大府市横根町平子、平地字界         | 境川への合流点   | 約 1.5      |
| 明 神 川 | 大府市横根町石丸、下塚字界         | 境川への合流点   | 約 0.3      |
| 皆 瀬 川 | 豊明市前後町五軒屋 1518 番地先    | 境川への合流点   | 約 4.8      |
| 正 戸 川 | 豊明市大字東阿野字違井           | 境川への合流点   | 約 2.9      |
| 阿 野 川 | 豊明市阿野町稲葉 67 番の 7      | 正戸川への合流点  | 約 0.3      |
| 井 堰 川 | 豊明市沓掛町下高根 143 番地先     | 境川への合流点   | 約 1.9      |
| 茶 屋 川 | みよし市明知町下田 7 番の 1 地先   | 境川への合流点   | 約 2.8      |
| 若王子川  | 豊明市大字沓掛字水白            | 境川への合流点   | 約 1.8      |
| 前 川   | 東郷町大字諸輪字片平山 6 番地先     | 境川への合流点   | 約 2.1      |
| 小 石 川 | みよし市黒笹町大力池下 28 番地先    | 境川への合流点   | 約 2.8      |
| 新寺田川  | みよし市助生町舟ヶ峪 15 番 1 地先  | 境川への合流点   | 約 0.5      |
| 井 守 川 | みよし市福谷町下り松 1 番の 5 地先  | 境川への合流点   | 約 0.3      |
| 逢 妻 川 | 知立市逢妻町金山              | 境川への合流点   | 約 10.7     |
| 恩 田 川 | 刈谷市大字小山字恩田前           | 逢妻川への合流点  | 約 2.5      |
| 発 杭 川 | 刈谷市大字東境字町谷 67 番の 9 地先 | 逢妻川への合流点  | 約 6.7      |
| 流 れ 川 | 刈谷市一里町家下 1 番の 1 地先    | 逢妻川への合流点  | 約 0.9      |
| 水 干 川 | 知立市西町宮腰 78 番の 1 地先    | 逢妻川への合流点  | 約 3.6      |
| 逢妻女川  | 豊田市逢妻町 4 番の 17 地先     | 逢妻川への合流点  | 約 14.7     |
| 布袋子川  | みよし市福谷町上三戸ロ 34 番地先    | 逢妻女川への合流点 | 約 2.5      |
| 逢妻男川  | 豊田市元町 57 番 5 地先       | 逢妻川への合流点  | 約 12.4     |
| 猿 渡 川 | 豊田市西田町大風 1 番の 34 地先   | 河 口       | 約 17.1     |
| 下り松川  | 刈谷市大字半城土              | 猿渡川への合流点  | 約 3.0      |
| 森 前 川 | 刈谷市野田町馬池 43 番の 1 地先   | 猿渡川への合流点  | 約 2.2      |
| 吹 戸 川 | 安城市井杭山井杭山 74 番の 1 地先  | 猿渡川への合流点  | 約 4.5      |
| 割 目 川 | 知立市八ッ田町池谷 100 番地      | 吹戸川への合流点  | 約 1.7      |
| 石 田 川 | 安城市住吉町長根 1 番の 1 地先    | 猿渡川への合流点  | 約 1.1      |
| 合 計   |                       |           | 約 158.0    |

なお、上表の境川流域 33 河川のうち、特定都市河川に指定している河川は、表 2.2 に示す 3 河川である。

表 2.2 特定都市河川

| 河 川 名 | 区 間          |       | 延 長<br>(km) |
|-------|--------------|-------|-------------|
|       | 上 流 端        | 下 流 端 |             |
| 境 川   | 前川合流点        | 海まで   | 18.2        |
| 逢 妻 川 | 逢妻女川・逢妻男川合流点 | 海まで   | 10.7        |
| 猿 渡 川 | 新牛田橋         | 海まで   | 8.0         |

## (2) 計画対象期間

本計画の対象期間は、概ね 30 年とする。なお、本計画は、これまでの水害発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、河川及び下水道整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等にあわせ、必要な見直しを行うものとする。

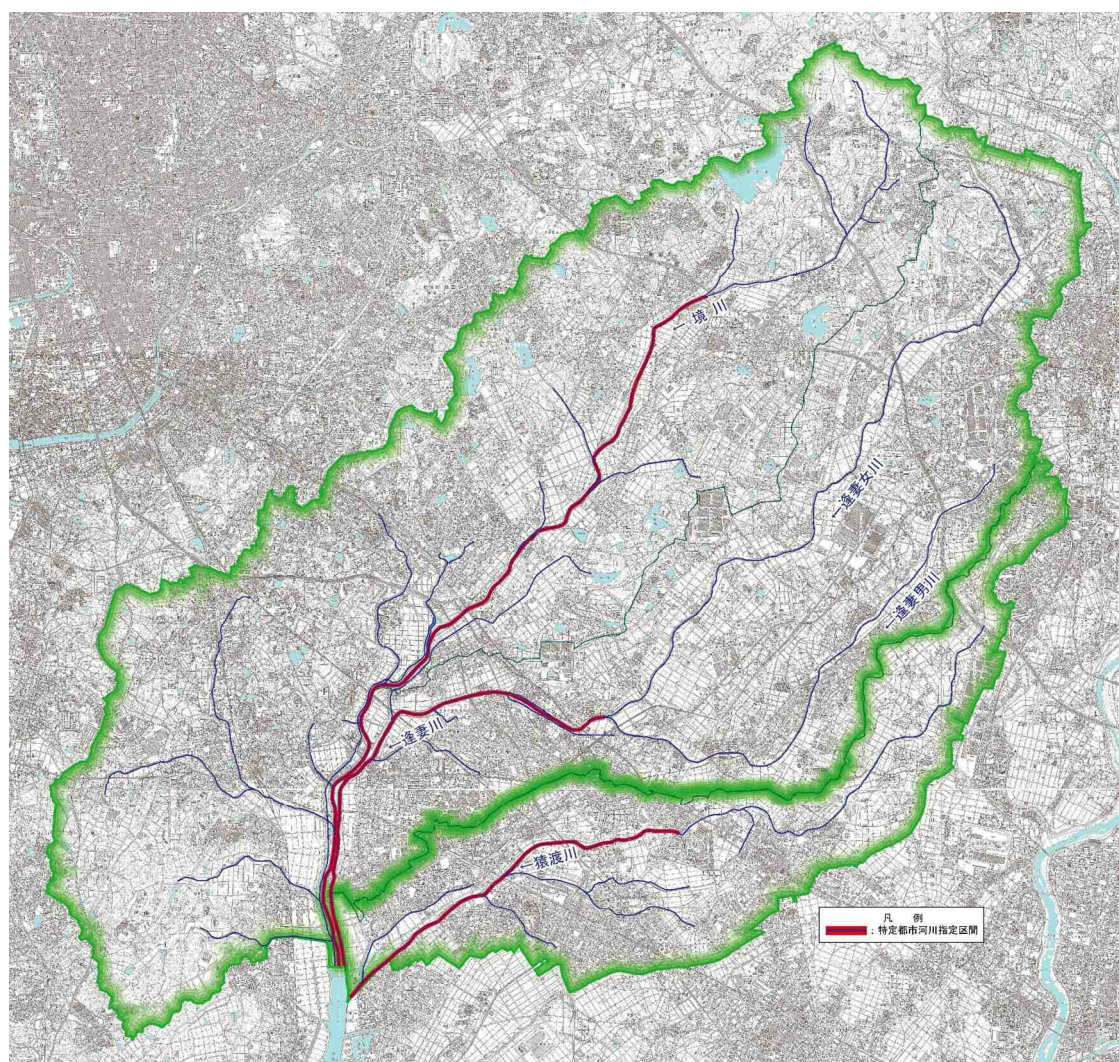


図 2.1 特定都市河川及び特定都市河川流域図

## 第2項 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき

### 目標となる降雨

#### (1) 都市洪水の発生を防ぐべき降雨に関する事項

境川・猿渡川流域における都市洪水対策は、特定都市河川指定区間については、年超過確率 1/10 の規模の降雨（毎年、その規模を超える降雨が発生する確率が 1/10、24 時間雨量 204mm）による洪水を安全に流下させることを目標とする。

特に境川の下流部（河口から 10.9km）においては、年超過確率 1/20 の規模の降雨（毎年、その規模を超える降雨が発生する確率が 1/20、24 時間 252mm）、逢妻川の下流部（河口から 10.7km）においては、年超過確率 1/20 の規模の降雨（毎年、その規模を超える降雨が発生する確率が 1/20、24 時間 244mm）による洪水を安全に流下させることを目標とする。

#### (2) 都市浸水の発生を防ぐべき降雨に関する事項

境川・猿渡川流域は流域内において土地利用などの差異が大きく、また下水道の整備水準も市町間で差異がみられる状況である。

都市浸水防止の目標とする降雨は、浸水被害の発生状況、資産の集積状況などを勘案し表 2.3 のとおり市町ごとに定めた。

表 2.3 都市浸水の発生を防ぐべき降雨の目標対象雨量

|      | 年超過確率 | 降雨強度<br>(mm/時間) |
|------|-------|-----------------|
| 名古屋市 | 1/10  | 63              |
| 刈谷市  | 1/10  | 63              |
| 豊田市  | 1/10  | 63              |
| 安城市  | 1/5   | 52              |
| 東海市  | 1/5   | 52              |
| 大府市  | 1/10  | 63              |
| 知立市  | 1/5   | 52              |
| 豊明市  | 1/5   | 52              |
| 日進市  | 1/7   | 57              |
| みよし市 | 1/10  | 63              |
| 東郷町  | 1/5   | 52              |
| 東浦町  | 1/10  | 63              |

※計画降雨の時間分布は中央集中型の 4 時間降雨

### 第3節 流量分担に関する考え方

境川・猿渡川流域において、目標降雨により発生する洪水について、河川で処理する河道分担量及び洪水調節施設、下水道管理者を含む自治体が設置する雨水貯留浸透施設により対処する流域分担量、水田・宅地等における許容湛水による流域分担量、流出率の保全となる雨水貯留浸透施設等による流出抑制効果量を次のとおり定める。

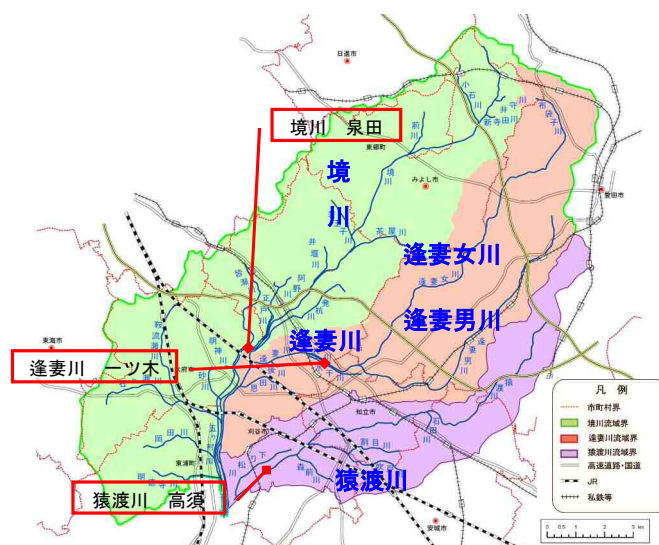


図 2.2 基準地点位置図

表 2.4 基準地点及び流末における流量分担量

単位：m<sup>3</sup>/s

| 河 川      |                                                           | 境 川  |      | 逢妻川  |      | 猿渡川  |      |
|----------|-----------------------------------------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 地 点      |                                                           | 流末   | 泉田   | 流末   | 一ツ木  | 流末   | 高須   |
| 目標降雨の確率年 |                                                           | 1/10 | 1/10 | 1/10 | 1/10 | 1/10 | 1/10 |
| 流出率の保全   | 既設雨水貯留浸透施設等および第 9 条許可により新たに整備される雨水貯留浸透施設や保全ため池等による流出抑制効果量 | 100  | 106  | 52   | 56   | 17   | 14   |
|          | 下水道管理者を含む自治体が設置する雨水貯留浸透施設により対処する流域分担量                     | 12   | 10   | 19   | 23   | 5    | 3    |
| 流域分担     | 水田・宅地における許容湛水による流域分担量                                     | 128  | 114  | 47   | 17   | 58   | 63   |
|          | 洪水調節施設                                                    | 0    | 0    | 22   | 4    | 0    | 0    |
| 河川分担     | 河道分担                                                      | 570  | 420  | 540  | 530  | 390  | 320  |
| 計        |                                                           | 810  | 650  | 680  | 630  | 470  | 400  |

### 第3章 特定都市河川等の整備に関する事項

#### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所

目標流量の安全な流下、浸水被害の軽減等を図るために実施する主な河川工事は以下のとおりである。

##### (1) 河道改修

都市洪水の発生を防ぐべき目標降雨に対する床上浸水解消のため、以下の区間について、築堤、河道掘削、河道拡幅等の河道改修を実施する。

表 3.1 河道改修

| 河川名  | 工事施行区間                                                         | 延長(km)  | 主な工事内容                        | 年超過確率        |
|------|----------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------|--------------|
| 境川   | -2.90k~9.10k、10.00k~11.60k<br>14.20k~18.20k                    | 約 17.60 | 河道拡幅、河床掘削、築堤、背割堤撤去、橋梁改築、衣浦湾掘削 | 1/20~<br>1/5 |
| 五ヶ村川 | 1.20k~1.40k、1.45k~3.97k                                        | 約 2.70  | 河道拡幅、河床掘削、築堤、水門移設、排水機場新設      | 1/5          |
| 岡田川  | 0.00k~0.50k                                                    | 約 0.50  | 築堤                            | 1/5          |
| 皆瀬川  | 3.50k~3.60k                                                    | 約 0.10  | 河道拡幅、河床掘削                     | 1/5          |
| 井堰川  | 0.75k0.85k                                                     | 約 0.10  | 築堤                            | 1/5          |
| 逢妻川  | 0.60k~4.00k、10.15k<br>逢妻川調整地                                   | 約 3.60  | 河道拡幅、河床掘削、洪水調整地整備、橋梁改築        | 1/20         |
| 発杭川  | 3.20k~6.30k                                                    | 約 3.10  | 河道拡幅、河床掘削、橋梁改築                | 1/5          |
| 水干川  | 2.35k~3.02k                                                    | 約 0.70  | 河道拡幅、河床掘削、築堤、橋梁改築             | 1/5          |
| 流れ川  |                                                                |         | 排水機場能力増強                      | 1/5          |
| 逢妻女川 | 0.00k~0.80k、2.20k~2.80k<br>3.20k~3.40k、5.90k~10.60k            | 約 6.30  | 河道拡幅、河床掘削、築堤、橋梁改築             | 1/5          |
| 逢妻男川 | 0.50k~1.75k、2.10k~2.15k<br>4.50k~4.80k、7.40k~12.40k<br>逢妻男川調整地 | 約 6.60  | 河道拡幅、河床掘削、築堤、洪水調整地整備、橋梁改築     | 1/5          |
| 猿渡川  | 0.00k~8.6k、11.80k~12.62k                                       | 約 9.40  | 河道拡幅、河床掘削、橋梁改築                | 1/10~<br>1/5 |
| 森前川  | 1.30k~2.03k                                                    | 約 0.73  | 河道拡幅、河床掘削、橋梁改築                | 1/5          |

## (2) 洪水調節施設整備

洪水時に河川から水を取り込み一時的に貯留し、下流部の負担及び洪水被害の軽減を図るため、逢妻川、逢妻男川に洪水調節施設の整備を実施する。

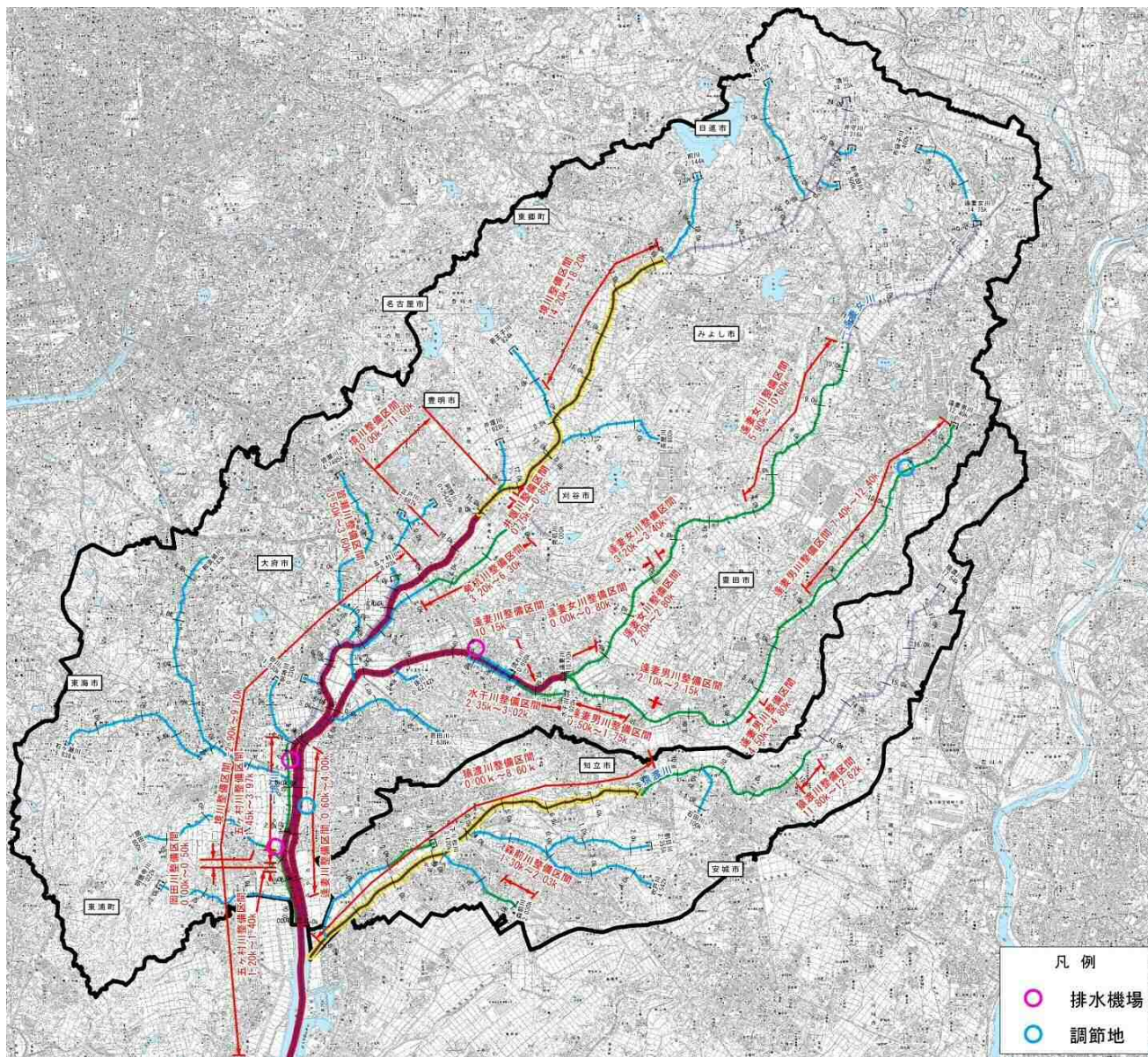


図 3.1 河川整備位置図

| 凡例                                    | 区間       | 整備規模                                  |
|---------------------------------------|----------|---------------------------------------|
| <span style="color: red;">■</span>    | 境川下流・逢妻川 | 年超過確率1/20の規模の降雨に対する洪水を安全に流下させる        |
| <span style="color: blue;">■</span>   | 境川中流・猿渡川 | 年超過確率1/10の規模の降雨に対する洪水を安全に流下させる        |
| <span style="color: green;">■</span>  | それ以外の区間  | 年超過確率1/5の規模の降雨に対する洪水を安全に流下させる         |
| <span style="color: cyan;">■</span>   |          | 年超過確率1/5の規模の降雨に対して現況で流下能力を確保しており、現状維持 |
| <span style="color: purple;">■</span> |          | 年超過確率1/5の規模の降雨に溢水等による著しい浸水被害を防止する     |

## 第4章 特定都市下水道の整備に関する事項

下水道管理者は、図 4.1 に示す区域において、都市浸水の発生を防ぐべき目標降雨に対する浸水解消のため、特定都市下水道の整備を行う。

なお、整備にあたっては、下水道の貯留浸透施設に加え下水道以外の雨水貯留浸透施設も考慮し、地域全体での雨水流出抑制に取り組んでいくものとする。

表 4.1 に特定都市下水道の整備概要を示す。表中、「整備予定区域面積」「下水道調整池容量」「下水道雨水ポンプ場排水能力」については、下水道管理者が概ね 30 年間に整備する数値を、「河川等への放流量」は、「都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨」が発生した場合の数値を示す。

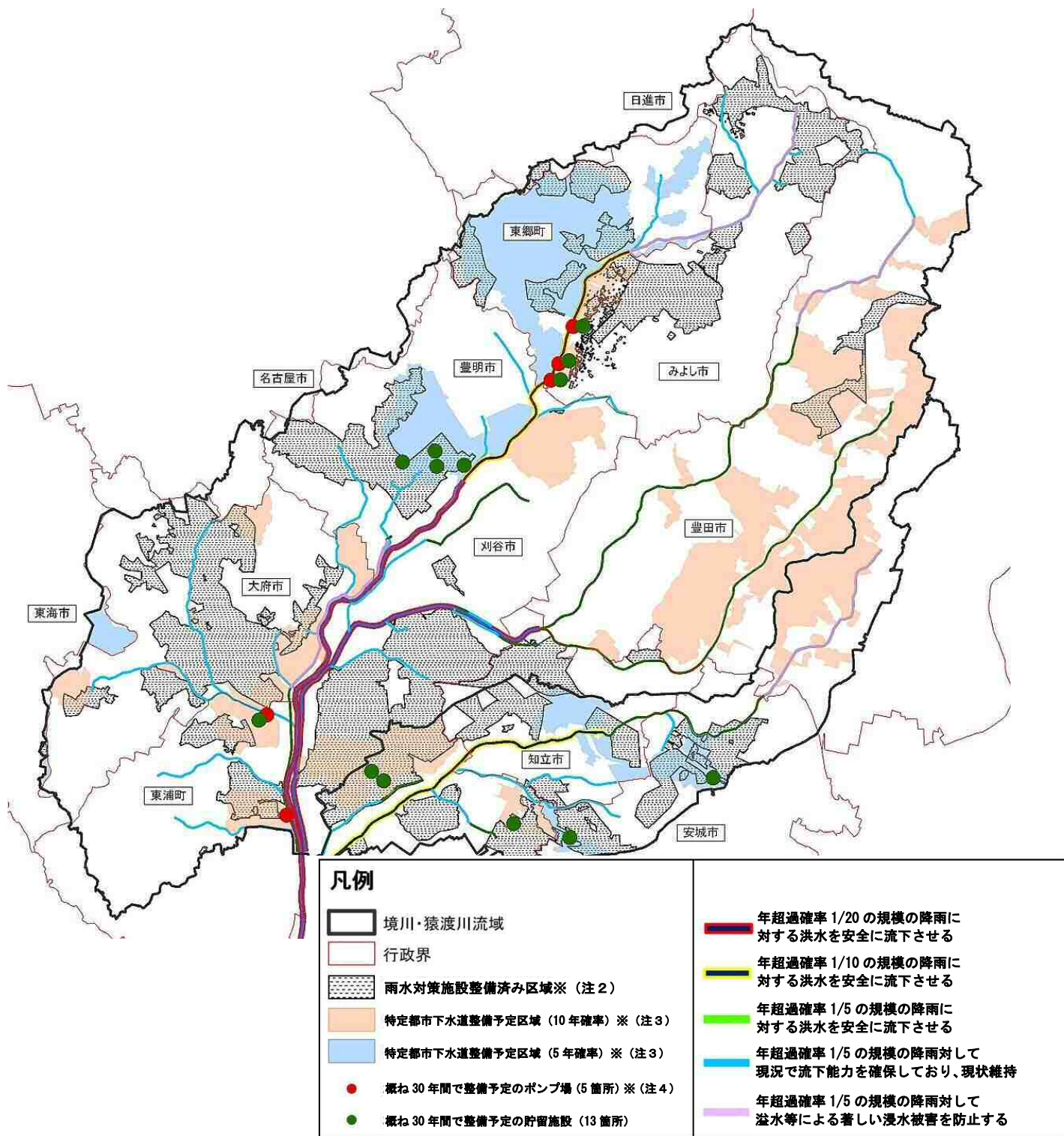
表 4.1 特定都市下水道の整備概要

|      | 概ね 30 年間の<br>整備予定区域<br>面積(ha) | 河川等へ<br>の放流量<br>(m <sup>3</sup> /s) | 下水道調整池<br>容量<br>(m <sup>3</sup> ) | 下水道雨水<br>ポンプ場排水<br>能力(m <sup>3</sup> /s) |
|------|-------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------|
| 流域合計 | 3,172                         | 1,607                               | 32,760                            | 20.6                                     |
| 名古屋市 | 0                             | 0                                   | 0                                 | 0.0                                      |
| 刈谷市  | 545                           | 247                                 | 13,800                            | 0.0                                      |
| 豊田市  | 895                           | 285                                 | 0                                 | 0.0                                      |
| 安城市  | 190                           | 89                                  | 7,690                             | 0.0                                      |
| 東海市  | 67                            | 12                                  | 0                                 | 0.0                                      |
| 大府市  | 238                           | 345                                 | 0                                 | 0.0                                      |
| 知立市  | 168                           | 115                                 | 0                                 | 0.0                                      |
| 豊明市  | 269                           | 111                                 | 3,670                             | 0.0                                      |
| 日進市  | 0                             | 3                                   | 0                                 | 0.0                                      |
| みよし市 | 43                            | 224                                 | 1,400                             | 15.1                                     |
| 東郷町  | 564                           | 133                                 | 0                                 | 0.0                                      |
| 東浦町  | 193                           | 44                                  | 6,200                             | 5.5                                      |

※(注1) 上記は平成 21 年度末時点の整備概要である。

※(注2) 河川等への放流量は、概ね 30 年間の整備予定区域を含む排水区の 30 年後の数値を示す。

※(注3) 下水道調整池容量は、現時点で最も実現可能な位置に貯留施設を設けた場合の量を示しており、今後の実施にあたり、施設位置の変更や貯留施設の統合等を行うことにより、必要な貯留量が異なることがある。



※(注1) 上記は平成21年度末時点の整備概要である。

※(注2) 「雨水対策施設整備済み区域」は年超過確率 1/5 の規模の降雨が発生した場合の平成23年度末時点の整備済み区域を示す。

※(注3) 市町の雨水排水は、下水道（公共下水道や都市下水路）のほか、市町が管理する法定外水路、農業用排水路などによって行われている。「特定都市下水道整備予定区域」は、概ね30年の間にこれらの改修や増強、雨水調整池の整備を「下水道事業」で行うことにより、都市浸水に対する安全度を現在よりも向上させる区域を示す。特定都市下水道整備予定区域には、施設の機能向上に伴う再整備を含む。

※(注4) 「整備予定のポンプ場」における「整備予定」とは、ポンプの増設を含むものとする。

図4.1 特定都市下水道整備予定区域

## 第5章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

### 第1節 河川管理者、下水道管理者以外の者が行う流域対策

市街地面積の増加に伴う雨水の流出増による浸水被害を防止・軽減するため、河川管理者、下水道管理者以外の者においても、学校や公園、公営住宅、道路等の公共施設への貯留浸透施設の整備を総合的に推進していく。

その中でも、昭和58年に策定した境川流域整備計画で、新規開発に対して応分の雨水流出抑制施設の設置を位置づけ、総合治水対策協議会が中心となり推進してきたが、法的拘束力が無いことなどから、計画どおりに設置できなかった。このことは、これまで開発された土地で、浸水が常襲するという事となり、浸水への対策要望が強くなっているもので、貯留浸透施設による対策が必要である。このため、過去、計画上未対策な貯留量の一部を、既開発対策相当分として計画に位置付け対策を推進するものである。

表 5.1 流域対策容量

| 市町名    | 計画流域対策量（千m3） |                       |       |
|--------|--------------|-----------------------|-------|
|        | 下水道以外の流域対策   | 既開発対策相当分<br>※更なる目標量設定 | 合計    |
| 流域全体合計 | 59.9         | 371.2                 | 431.1 |
| 名古屋市   | 7.1          | 0.0                   | 7.1   |
| 刈谷市    | 0.0          | 86.9                  | 86.9  |
| 豊田市    | 51.8         | 2.2                   | 54.0  |
| 安城市    | 0.0          | 2.1                   | 2.1   |
| 東海市    | 0.0          | 0.0                   | 0.0   |
| 大府市    | 0.0          | ※ 42.0                | 42.0  |
| 知立市    | 0.0          | 50.6                  | 50.6  |
| 豊明市    | 0.0          | ※ 98.3                | 98.3  |
| 日進市    | 1.0          | 0.0                   | 1.0   |
| みよし市   | 0.0          | 21.7                  | 21.7  |
| 東郷町    | 0.0          | 35.9                  | 35.9  |
| 東浦町    | 0.0          | 31.4                  | 31.4  |

(注) 上記は平成21年度末時点の整備概要である。

### 第2節 浄化槽の雨水貯留槽への転用

境川・猿渡川流域は、下水道（污水）整備の普及途上にある市町が多くあり、これらの市町においては、下水道（污水）が整備され、各家庭において下水道に接続がなされるが、その際に不要となる浄化槽を雨水貯留槽として転用し、活用することが可能である。

このため、流域市町においては、流域内住民への浄化槽の雨水貯留槽への活用 PR や助成等に取り組んでいくものとする。

## 第6章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設等の操作に関する事項

### 第1節 基本的な運転操作のルール

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などにより氾濫した場合には、沿川の甚大な浸水被害の発生が懸念される。

一方、本流域内には内水排除のためのポンプ施設（このうち約半数が農地ポンプである。）が設置されており、外水氾濫のおそれがある場合には、その被害を助長させないために、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、内水ポンプ施設の運転調整が必要となる。しかし、内水ポンプ施設の運転調整に伴い被害が発生するため、以下の内容に関して、境川流域総合治水対策協議会において総合的に検討・合意を図り、運転操作ルールを策定していく。

- ・ 対象とするポンプ施設
- ・ ポンプ施設の操作
- ・ ポンプ施設の運転調整を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに、情報伝達、収集、共有を円滑に実施するための県、関係市町（防災、下水道管理者等含む）を始めとする関係機関からなる体制づくり

## 第7章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

浸水被害が発生した場合の被害拡大を防ぐとともに、被害軽減を図るため、都市洪水および都市浸水想定区域図、洪水・内水ハザードマップの作成及び公表、住民への周知並びに防災教育・広報活動等のソフト対策を実施し、住民の防災意識向上を図る。

### 第1節 防災情報の事前周知

#### 第1項 都市洪水想定区域

河川管理者は、特定都市河川を対象に、都市洪水想定区域図を作成する。特定都市河川のうち、水防法に基づく指定区間（境川：河口～井堰川、逢妻川、猿渡川）については、水防法に基づき、本計画での目標を超える降雨が発生した場合の河川の破堤氾濫による浸水想定区域図を作成・公表済みであるため、これをもってかえる。

なお、境川の井堰川合流点から前川合流点の区間についても、破堤氾濫による想定区域図を公表していく。

#### 第2項 都市浸水想定区域

下水道管理者・市町・県は共同して、本計画の整備途上において、都市浸水の発生を防ぐ目標降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域を速やかに都市浸水想定区域として指定し、都市浸水想定区域図を作成・公表する。

#### 第3項 洪水・内水ハザードマップ

市町は、浸水想定区域図、都市洪水想定区域図、都市浸水想定区域図などを基に洪水・内水ハザードマップを作成・公表すると共に、既に作成された洪水・内水ハザードマップについても河川・下水道の整備の状況に応じて見直しを行なうとともに、より分かりやすい内容となるよう工夫し、住民への周知に努める。

### 第2節 洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者・消防署・警察署・流域住民に対して、洪水予報河川については洪水予報等を、水位周知河川については特別警戒水位を提供する。また、水防警報河川については水防活動に必要な情報を水防管理者へ提供する。

なお、流域住民への情報提供に際しては、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

また、近年多発している局地的な大雨に対しては、国土交通省のXバンドMPレーダを活用するなど面的な降雨情報の提供に努める。

都市浸水発生時においても、内水ポンプの運転状況や溢水状況などの「下水道施設」に関連する防災情報の収集・伝達が可能となるように努めていく。

### 第3節 自助行動できる住民づくり

計画を超える降雨や整備途上における浸水被害の拡大を防止するため、住民が浸水被害

に対する認識を高めるとともに、身を守るためにとるべき行動を知識として身につけ、行動できる人づくりを行う必要がある。そのため、洪水・内水ハザードマップや洪水時及び災害発生時の各種防災情報の入手方法、利用方法の普及啓発に努める。また、本流域は製造業が盛んな地域であり、企業も含めた地域防災力の向上を図る。なお、愛知県では、「無関心な住民層」を「自助行動できる住民層」へと防災意識を向上させる取り組みである「みずから守るプログラム」※を展開している。このプログラムにより、住民や企業、市町職員とともに水害に強い地域づくりを行っていく。

#### ※みずから守るプログラム

地域防災力の強化（共助）、防災意識の高い人材の育成（自助）を目指し、行政と地域住民がコミュニケーションを重視しながら水害に立ち向かう、地域協働型の愛知県独自の新しいソフト対策

### 第4節 浸水被害の常襲地への対応のあり方

浸水常襲地においては、集積した住宅等資産について、周囲の道路などの施設を嵩上げし、資産を保全することや、各戸毎に囲ぎよう堤を設け出入り口に角落し等止水板を設置又は土のうを常備することを普及させるための施策について、境川流域総合治水対策協議会において検討していく。あわせて、内水浸水が発生しやすい低地や浸水常襲地において、新築、改築、増築時に高床式（ピロティ）建築等を奨励していくことについても境川流域総合治水対策協議会において検討していく。

## 第8章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

### 第1節 流域水害対策計画の推進及び弾力的運用

#### 第1項 流域水害対策計画の推進

河川管理者及び下水道管理者は、流域全体の治水安全度の向上を図るため、本計画に基づく河川事業及び下水道事業等を効果的かつ効率的に推進するとともに、浸水状況や被害状況に応じて、上下流バランスも踏まえて、早期に被害を軽減させ、また、事業が円滑かつ機動的に進むよう、必要に応じ調整を図る。

また、準用河川や普通河川及び農業用排水路等の整備とも連携し効果発現を図る。

この推進にあたっては、県及び市町の関係部局において事業が円滑かつ機動的に進むよう、必要に応じて調整を図る。

表 8.1 準用河川等の整備内容

| 名称       | 市町名  | 延長等                                | 主な工事内容        |
|----------|------|------------------------------------|---------------|
| 準用河川草野川  | 刈谷市  | L=0.2km、排水機 +2.0 m <sup>3</sup> /s | 河道改修、排水機場能力増強 |
| 村前地区排水整備 | 大府市  | 排水区域 13.0ha                        | 調整池新設、排水機場新設等 |
| 準用河川茶屋川  | みよし市 | L=1.3km                            | 河道改修          |
| 大東地区排水整備 | 大府市  | 排水区域 63.0ha                        | 排水路整備等        |

#### 第2項 流域水害対策計画の弾力的運用

第4章～第5章に示す調整池等の計画の実施に当たっては、必要に応じ費用負担および事業主体の調整、事業間の相互連携に関する事項を検討し、より効率的、効果的な整備推進を目指すものとする。また、特定都市河川浸水被害対策法第6条に基づく河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設についても同様とする。このため県および市町の各管理者は相互に調整し、必要な措置を行うことができるものとする。

### 第2節 総合治水対策の普及

昭和58年に策定した境川流域整備計画に基づき各施策を実施してきたが、総合治水対策を推進するためには住民の理解が不可欠である。このため平成3年に制定された総合治水推進週間にあわせ、境川流域総合治水対策協議会を通じて、これまで実施してきた対策も含め、流出抑制対策や、保水・遊水機能の保全、流域内での湛水など、流域における取り組みや分担について住民の理解が得られるよう様々な方策を講じてゆく。

### 第3節 モニタリング

各管理者及び地方公共団体は、以下の第1項から第5項までのモニタリングを毎年実施し、公表するものとする。

#### 第1項 事業の進捗状況

河川事業及び下水道事業の整備状況（年度毎の事業進捗、施行状況及び事業内容）

#### 第2項 流域内の開発状況

各市町における流域内の開発箇所及び面積

### 第3項 雨水貯留浸透施設の整備状況

- ① 地方公共団体等が実施した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ② 雨水浸透阻害行為の対策工事で設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ③ 開発に伴い地方公共団体の条例・要綱等に基づく指導により設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等

### 第4項 排水調整の実施状況

内水ポンプ施設の運転操作ルール策定を行ったのちに、実施状況の確認を行う。

### 第5項 浸水被害拡大防止対策の状況

- ① 都市洪水及び都市浸水想定区域図に基づく洪水・内水ハザードマップ等の防災情報の作成状況
- ② 各種防災情報の周知状況

## 第4節 計画の見直しに関する事項

上述のモニタリングにより、計画に基づく対策の効果・影響等の検証を行うとともに、河川事業、下水道事業、その他流域対策の事業計画の調整等を行っていく。

具体的には、境川流域総合治水対策協議会において関係機関と連携し、これら上述の取り組みについて検証し、その実施に努めるとともにフォローアップを行い、計画の実効性を確認する。さらに、これを評価する別途組織を設け、持続的に取り組みの改善・向上を行う。

## 第5節 流域対策のための継続的な課題に関する事項

昭和58年に策定した境川流域整備計画に位置づけた流域対策で、保水、遊水、低地地域の地域毎の様々な施策について、特定都市河川浸水被害対策法を適用してもなお、継続的に検討が必要な以下の事項については、引き続き境川流域総合治水対策協議会において検討していくものとする。

### (1) 市街化調整区域の保持

市街地の無秩序な拡大を極力押さえ、山林、田畑等を自然地として残すことにより自然の有する保水機能の保全を図り、また、遊水機能を有する市街化調整区域における遊水機能の減少等を防止するため、都市計画法の適正な運用により、市街化調整区域を極力保持していくものとする。

市町が、新たに市街化区域に編入する場合には、軽微な変更（都市計画法施行規則第13条1号に該当するもの）を除き、編入による浸水被害の移動等、河川や他へ影響を与えない事を確認するため、事前に境川流域総合治水対策協議会に報告するものとする。

また、市街化調整区域の農用地や山林の保持については、「食と緑の基本計画2015」と連携し、農地が良好な状態で維持されるよう、営農環境の改善を図るとともに、「あいち水循環再生基本構想」で位置づけられた環境面も含め推進していく。

(2) 大規模ため池の貯留量増大

昭和 58 年に策定した境川流域整備計画に位置づけられた大規模ため池（5ha 以上 9 箇所）の治水容量増大に関する様々な課題について、引き続き境川流域総合治水対策協議会において、責任分担、事業実施方法、財産の取り扱い等検討していく。

なお、大規模ため池の 9 池は以下のとおり。

草野池、増田池、濁池、鞍使池、若王子池、大池、三好池、保田ヶ池、千子池

(3) ため池の保全

本計画において、流域に存在するため池のうち保全されるため池については、洪水調節機能を有効活用する計画としているため、愛知県ため池保全構想と連携して保全を図るとともに、その機能の維持を図る。

また、利水容量を失う場合やため池の埋め立て等について、その情報を収集し、ため池を保全する施策を境川流域総合治水対策協議会で検討する。

なお、その際には「あいち水循環再生基本構想」で位置づけられた環境面も含め推進していく。

(4) 盛土の抑制

盛土の抑制については、特に遊水機能を有した土地で行なわれる行為に対して、実態の把握を行い、公共、民間それぞれの主体ごとに、境川流域総合治水対策協議会において対策を検討していく。

## 第 6 節 住民等による対策の促進に関する事項

雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模未満の行為や、既に開発され未対策の土地に対して、雨水対策を行うよう、市町の助成とあわせ、普及にむけた施策を境川流域総合治水対策協議会において実施していく。

- ・ 500m<sup>2</sup> 未満の雨水浸透阻害行為への対応や未対策地での対策 P R
- ・ 不要になった浄化槽の雨水貯留槽への転用